

# 微生物 ABC

国立感染症研究所免疫部 部長

ATO Manabu 阿戸 学

国立感染症研究所細菌第一部 主任研究官

IKEBE Tadayoshi 池辺忠義



## A群溶血性連鎖球菌 の細菌学的特徴

### 1. はじめに

A群溶血性連鎖球菌(Group A *Streptococcus*: GAS, 菌種名 *Streptococcus pyogenes*)は、ヒトの上気道ならびに皮膚をはじめ、深部軟部組織や全身の化膿性疾患の起因菌として重要な細菌である。小児科領域において、GASは咽頭炎の起因菌として最も分離頻度が高い菌といわれており、かつては猩紅熱が法定伝染病に指定され、リウマチ熱や急性糸球体腎炎などが連鎖球菌感染続発症として脅威を与えるなど、最も重要な細菌感染症の1つであった。

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)」では、小児のGAS咽頭炎は全国約3,000カ所の小児科定点医療機関で把握される5類感染症として位置づけられている(表1)。GAS咽頭炎は、季節変動性があり、冬から春にかけて患者が増加する。最新の流行では、2014年末から患者が増加し、2015年第24週に過去10年間で最多の週当たり定点当たり患者報告数(3.64)を記録した<sup>1)</sup>。

表1 A群溶血性レンサ球菌咽頭炎届出基準  
(感染症法 5類小児科定点疾患)

(4) 届出のために必要な臨床症状(3つすべてを満たすもの)	
ア 発熱	
イ 咽頭発赤	
ウ 莓舌	
(5) 届出のために必要な検査所見	
検査方法	検査材料
菌の培養・同定による病原体の検出	咽頭拭い液
迅速診断キットによる病原体の抗原の検出	咽頭拭い液
ASO法又はASK法による抗体の検出	血清
(ペア血清での抗体陽転又は抗体価の有意の上昇)	

\* 指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が診断した場合には、感染症法第14条第2項の規定による届出を週単位で、翌週の月曜日に行わなければならない。

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou11/01-05-17.html>より一部改変)